

○別添資料7 (CBI (イギリス産業連盟)へのインタビューの記録)

回答者 Katy Pell,

Policy adviser

(政策アドバイザー)

質問者 Takenori Mishiba (三柴 丈典)

同席者 Kosuke Wada (和田 幸典) : 在英國日本国大使館一等書記官

Norikazu Takebe (武部 憲和) : 厚生労働省中央労働衛生専門官

Yasuo Toyosawa (豊澤 康雄) : (独) 労働安全衛生総合研究所理事

Katsutoshi Ohdo (大幡 勝利) : (独) 労働安全衛生総合研究所労働災害調査分析センター長

Naotaka Kikkawa (吉川 直孝) : (独) 労働安全衛生総合研究所主任研究員

\*質問の一部は、同席者からも発せられた。

日時 2015年9月11日 10:00~11:00

場所 CBI 本部

Cannon St, London EC4N 6AP

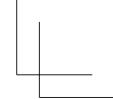
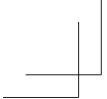
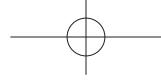
【問答に先立って】

・EUの政策は、仕様基準的、介入的なものになっており、たとえば「はしご」についても、UKでは「慎重にかけよ」との内容にとどめているところ、EUでは、「3フィート穴を掘って設置せよ」などの定めを設けている。もっとも、EUの政策の見直しに際して、UKは影響力のあるポジションにいる。

・CBIが代表する産業界は、TUCとの対立構造において、事業を安全かつ効率的に行うことの焦点としている。産業界の発展のためには、規制の詳細化は好ましくなく、できる限り柔軟性を持つ必要がある。ビジネスは、成長と競争を基本とするものであり、一定のモデルをつくり、常に発展していくかねばならない。よって、安全衛生規制との関係でも、one size cannot fit allの発想が求められる。

・CBIの安全衛生担当は、ロビー活動を展開しており、HSEもその対象の1つであって、現に非常に良い関係にある。DWPも部分的に安全衛生を管掌しているので活動の対象に加えている。EUに対しては、ビジネス・ヨーロッパというCBIのEU版ともいえる組織があるので、そこを通じて活動を行っている。

・ロビー活動の一環としてCBIが独自に開催している安全衛生パネル（会議）があり、



メンバー企業のうちそのテーマに関心のあるところが参加し、HSE の新代表にも出席して頂いている。パネルのメンバーに、ACOP を問題視する方もいて、最近、その場でも ACOP について議論がなされた。

・国の安全衛生規制については、「よりよい規制」か「規制緩和」かの議論があるが、たとえば Sajid Javid というビジネス・イノベーション省大臣は規制緩和論者である。

1) What do you think are the main reasons for the U.K.'s success in the field of Health and Safety?

- The high specialism of inspectors, the function of the safety representative system, or each employer's individual efforts?

イギリス（UK）の安全衛生政策が奏功している主な理由は何だとお考えでしょうか？

監督官の専門性の高さでしょうか、安全代表制度の機能でしょうか、それとも個々の雇用者の自主的な努力でしょうか？

#### 【回答】

・一言でいえば、ビジネスの成長との両立が可能な規制になっていることだと思う。事業者を含め、労災の発生を望む者はいない。労災が生じれば企業ブランドに影響するが、ビジネスにとって評判は重要なので、その点も当然に気になる。よって、事業者に裁量を与える柔軟な規制が求められるところ、現にそうなっていたと思われる。

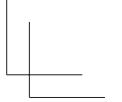
・そうした規制に基づいて、官・専門家などの支援者・事業者が相互作用をもたらしたことが、UKにおける成功の鍵ではないか。

・もっとも、最近は、HSE の商業主義化という問題が生じている。検査官が無理に法違反をみつけ、監督官の業務のフィーを支払えとする事態が多く生じるようになっている（＊三柴注：TESCO の Steve Purser 氏（別添資料 8 を参照されたい）も問題視している介入手数料制度（”Fee for Intervention” scheme）を示唆していると解される）。

\*介入手数料制度（”Fee for Intervention” scheme）：2012年安全衛生（手数料）規則（The Health and Safety (Fees) Regulations 2012）に基づき、同年10月1日から施行されている制度で、安全衛生法規に違反した者は、検査、捜索、是正措置等の費用を負担する義務を負うとするもの（<http://www.hse.gov.uk/fee-for-intervention/>）。

2) What are the CBI's views on the system of safety representatives and the safety committee?

CBI は、安全代表制度や安全委員会制度をどのように評価しているでしょうか？



### 【回答】

- ・ HSWA 下のシステムについては、全体として好意的に評価している。しかし、これらの制度自体というより、リスク管理制度を筆頭に、HSWA 下のシステムが EU 型のスタイルに移行して来ていることを問題と感じている。事業的な観点では、研修やペーパー作業などの負担があり、特に管理職にとってフラストレーションになっている。チェックリストを用いる作業についても、かなりの負担感がある。
- ・ CBI では、こうした問題に対応するため、庶民院（House of Commons）で審議してもらえるよう DWP や HSE などに訴えかけて来た。

3) What are the CBI's views on the skills and function of inspectors from the HSE?

CBI は、HSE の監督官制度の技術と機能をどのように評価しているでしょうか？

### 【回答】

- ・彼らの個人的資質に批判はないが、彼らが運用にあたる法的枠組み（過重なペーパーワークをもたらすリスク管理の仕組みや介入手数料制度など）には問題があると感じている。
- ・検査官の任用と教育のシステムは好意的に評価している。検査官が産業の現場をよく知っていたり、ビジネスマインドを持っていることは重要と感じている。

4) How does the CBI view ACOP information approved by the HSE, such as laws, regulations or guidance?

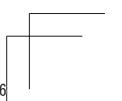
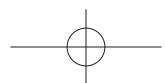
What are the CBI's views on the system of ACOP?

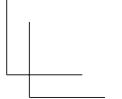
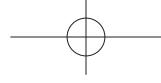
CBI は、HSE の発行する ACOP（行為準則）を法律のようなものと認識しているでしょうか、それともガイダンスと認識しているでしょうか？

また、行為準則のシステムについて、どう評価しているでしょうか？

### 【回答】

- ・ACOP 自体は良いものとして支持している。特に中小企業にとっては、法令順守のための具体的な指針が示されていて良いと思う。しかし、法的要件との関係が深い（：ACOP に違反した場合に法規則違反との推定を受ける）ことなどもあって、最近大きな規制緩和が行われた。





5) Would you say that any of the below trends exist in the UK at present? (And if so, what do you think is the key cause of these trends?)

- Lack of experience, and/or individuals and organizations becoming inexperienced in the area of health and safety

- A deterioration in people's sense of health and safety risks

- The over reliance on guidance and format/ too much bureaucracy

- A decrease in desire for experience/training or insight

イギリスでは、以下のような現象が生じていないでしょうか？

—安全衛生に関する個人や組織の経験不足や未熟化

—安全衛生に関する感性の退化

—マニュアル主義・形式主義

—経験と研鑽への意欲や本質洞察力の低下など

もし生じているとすれば、どのような背景が考えられるでしょうか。

#### 【回答】

\* この質問に対して直接の回答はなく、CBI の関心事項として、以下の意見が示された。

・CBIとしては、HSEの商業主義化が現在生じている問題の1つと認識している。これから1年で£3.500万集めるなどと言っている。

・また、EUにおける安全衛生規制の見直しが予定されており、おそらく2016年に実施されると予想される。労働者の福利ないし快適職場形成（wellbeing）が焦点とされる予定で、ヨーロッパレベルで大きな問題と捉えられている。

・安全衛生に関する人材育成の必要性はCBIも理解している。最も問題視しているのは、EUの政策などを背景とするペーパーワークによる負担である。

